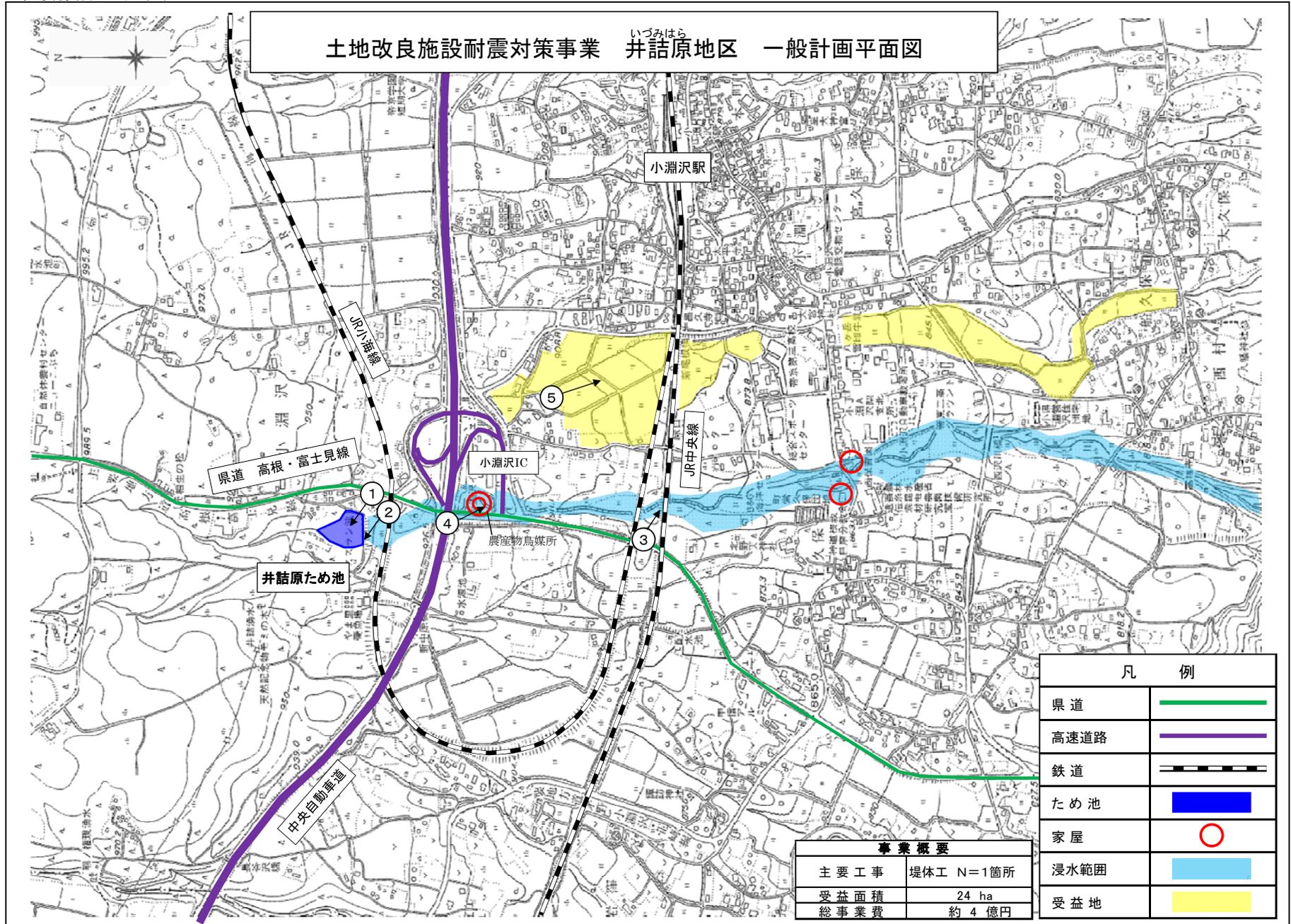


1. 事業説明シート

<b>事業名</b>	土地改良耐震対策事業 (国補)	<b>事業箇所</b>	北杜市小淵沢町	<b>地区名</b>	いづみはら 井詰原	<b>事業主体</b>	山梨県																																							
<b>(1) 事業の概要</b>				<b>(3) 事業の妥当性評価</b>																																										
<b>①課題・背景</b>				<table style="width:100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: right;">妥当</td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="text-align: right;">妥当でない</td> <td style="width: 20px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="border: none;">                 ①公共関与の妥当性 (行政が行うべき事業か) <span style="float: right;"><input type="radio"/> <input type="radio"/></span> </td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="border: none;">                 ・本地区の整備は、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に位置づけられている国民の生命及び財産を保護するため、防災工事等の集中的かつ計画的な推進に資するものであり、行政が行うべきである。             </td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="border: none;">                 ②事業執行主体の妥当性 (県が行うべきか) <span style="float: right;"><input type="radio"/> <input type="radio"/></span> </td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="border: none;">                 ・土地改良法施行令第50条第1項1の3により県が事業主体となって行うべきものである。             </td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="border: none;">                 ③経済妥当性 <span style="float: right;"><input type="radio"/> <input type="radio"/></span> </td> </tr> </table>				妥当		妥当でない		①公共関与の妥当性 (行政が行うべき事業か) <span style="float: right;"><input type="radio"/> <input type="radio"/></span>				・本地区の整備は、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に位置づけられている国民の生命及び財産を保護するため、防災工事等の集中的かつ計画的な推進に資するものであり、行政が行うべきである。				②事業執行主体の妥当性 (県が行うべきか) <span style="float: right;"><input type="radio"/> <input type="radio"/></span>				・土地改良法施行令第50条第1項1の3により県が事業主体となって行うべきものである。				③経済妥当性 <span style="float: right;"><input type="radio"/> <input type="radio"/></span>																		
妥当		妥当でない																																												
①公共関与の妥当性 (行政が行うべき事業か) <span style="float: right;"><input type="radio"/> <input type="radio"/></span>																																														
・本地区の整備は、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に位置づけられている国民の生命及び財産を保護するため、防災工事等の集中的かつ計画的な推進に資するものであり、行政が行うべきである。																																														
②事業執行主体の妥当性 (県が行うべきか) <span style="float: right;"><input type="radio"/> <input type="radio"/></span>																																														
・土地改良法施行令第50条第1項1の3により県が事業主体となって行うべきものである。																																														
③経済妥当性 <span style="float: right;"><input type="radio"/> <input type="radio"/></span>																																														
本ため池は北杜市北西部に位置し、水田用水を確保するための重要な農業施設である。 一方、本ため池は明治時代に築造され100年以上が経過しており、機能診断の結果、堤体が地震時に所定の安全率を満足していないことが判明した。 堤体下流域には人家等があり、ため池堤体が決壊した場合、甚大な被害のおそれがあるとともに、用水の安定的な供給に支障を来すため、早期に耐震化対策を実施し、住環境の安全、農業生産の維持及び農業経営の安定化を図るものである。				<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 20%;">総事業費</td> <td style="width: 20%;">400 百万円</td> <td style="width: 10%;">工期</td> <td style="width: 10%;">R3 ~ R6</td> <td style="width: 10%;">基準年</td> <td style="width: 10%;">R2</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">経済効率性</td> <td>費用</td> <td>323 百万円</td> <td>便益</td> <td colspan="3">391 百万円</td> </tr> <tr> <td>事業費用</td> <td>309 百万円</td> <td>災害防止効果</td> <td colspan="3">341 百万円</td> </tr> <tr> <td>その他費用</td> <td>14 百万円</td> <td>維持管理費節減効果</td> <td colspan="3">-1 百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>災害時の復旧対策費節減効果</td> <td colspan="3">51 百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B/C</td> <td>1.21</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table> 費用便益比 (B/C) は、国の採択基準1.0を超えている。					総事業費	400 百万円	工期	R3 ~ R6	基準年	R2	経済効率性	費用	323 百万円	便益	391 百万円			事業費用	309 百万円	災害防止効果	341 百万円			その他費用	14 百万円	維持管理費節減効果	-1 百万円					災害時の復旧対策費節減効果	51 百万円				B/C	1.21				
	総事業費	400 百万円	工期	R3 ~ R6	基準年	R2																																								
経済効率性	費用	323 百万円	便益	391 百万円																																										
	事業費用	309 百万円	災害防止効果	341 百万円																																										
	その他費用	14 百万円	維持管理費節減効果	-1 百万円																																										
			災害時の復旧対策費節減効果	51 百万円																																										
	B/C	1.21																																												
<b>②整備目標・効果</b>				<b>④事業実施・規模の妥当性</b> <span style="float: right;"><input type="radio"/> <input type="radio"/></span>																																										
□主要目標 ○洪水被害危険度の軽減 ・ため池決壊の構造的危険度 79点 $\geq$ 67点※ ・ため池決壊に伴う下流域への影響度 29点 $\geq$ 9点※ □副次目標 ○農業用排水能力の向上 ・施設老朽度 (使用年数100年) $\div$ (耐用年数40年) =2.50 $\geq$ 1.00※ ・用排水能力向上率 (計画排水能力12.2m <sup>3</sup> /s) $\div$ (現況排水能力4.4m <sup>3</sup> /s) =2.78 $\geq$ 1.0※ (※評価基準値) □副次効果 ○農地の保全 ○既存施設の崩壊危険性の排除				・災害に強い施設に改善する上で必要な整備量としている。																																										
<b>(2) 整備内容</b>				<b>⑤整備手法の有効性</b> <span style="float: right;"><input type="radio"/> <input type="radio"/></span>																																										
①整備内容 堤体工 N=1箇所 ②着手年度 令和3年度                      ③完成見込年度 令和6年度 ④総事業費 約400百万円 (国費220百万円(5.5/10) 県費136百万円(3.4/10) 市費44百万円(1.1/10))				・受益面積規模、事業対象工種から、土地改良施設耐震対策事業で対応することが妥当である。																																										
<b>⑤年度別の整備内容 (事業費)</b>				<b>⑥環境負荷等への配慮</b> <span style="float: right;"><input type="radio"/> <input type="radio"/></span>																																										
令和3年度 測量・地質調査・設計 30 百万円 令和4年度 堤体工 160 百万円 令和5年度 堤体工 160 百万円 令和6年度 付帯工 50 百万円				・ため池は、生物の多様性の確保をはじめ多面的な機能を有する施設であることから、ため池特別措置法に基づき周辺環境との調和に配慮する。																																										
※記載内容は見込みであり、確定したものではない。				<b>⑦事業計画の熟度</b> <span style="float: right;"><input type="radio"/> <input type="radio"/></span>																																										
<b>⑥既整備内容・期間・事業費</b>				<b>総合評価</b>																																										
・該当なし				[貢献度ランク: a]																																										
<b>(4) 事業位置図等</b>																																														

2. 添付資料シート(1)



## 2. 添付資料シート(2)



① 井詰原ため池 全景  
安全率(地震時) $0.78 \leq 1.20$ (基準値)  
貯水量 34,000m<sup>3</sup>, 堤高 H=8.6m



② 堤体の安定性が確保されておらず地震時に堤体が決壊する危険がある。



③ ため池下流には鉄道があり、大型地震の際には甚大な被害のおそれがある。



④ ため池直下には高速道路ICや直売所等があり、大型地震の際には甚大な被害のおそれがある。



⑤ ため池下流の受益農地の状況